

令和8年度 児童クラブ入所申し込みの手引き

◆年度途中の手続き（月単位になります）

利用希望月の前月1日～20日（20日が土、日の場合は翌平日）

（例）5月入所希望→4月1日～20日に申込み手続き

◆長期休暇（夏・冬・春休み）

【夏休み】令和8年6月1日（月）～令和8年6月22日（月）

【冬休み】令和8年11月2日（月）～令和8年11月20日（金）

【春休み】令和9年2月1日（月）～令和9年2月22日（月）

※また、長期休暇のみ利用しない場合でも、辞退届の提出は必要です。

※必ず最後までお読みください

※きょうだいで既にクラブに入所している児童がいる場合は「登録申請書」の下の空欄にクラブ名と名前を記入ください。

伊奈町放課後児童クラブについて

1 児童クラブの概要

(1) 目的

保護者が労働等によって昼間家庭にいない小学校就学児童（1年～6年生）に適切な遊びおよび生活の場を与えて、その児童の健全育成を図ることを目的としています。

(2) 登録基準（全ての保護者が下記①～⑪のいずれかに該当すること）

- ①月64時間以上（目安：1日4時間以上、週4日以上）労働することを常態としていること。
- ②妊娠中または産後間もないこと。
- ③疾病、負傷または精神もしくは身体に障がいを持っていること。
- ④同居の親族を常時介護または看護していること。
- ⑤震災、風水害、火災等の災害復旧にあたっていること。
- ⑥求職活動を継続的に行っていること。
- ⑦学校教育法に規定する学校等教育施設に在学していること。
- ⑧職業訓練等を受けていること。
- ⑨児童虐待やDVを受けていると認められていること。
- ⑩育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- ⑪町長が認める前各号に類する状態にあること。

(3) 児童クラブ（新年度のクラス編成により変更となる場合があります。）

小針北	第一児童クラブ	北保育所内
	第七児童クラブ	
	第二児童クラブ	学校敷地内 児童クラブ棟 1階
	第三児童クラブ	
	第四児童クラブ	学校敷地内 児童クラブ棟 2階
	第五児童クラブ	
小針	第六児童クラブ	
	第一児童クラブ	学校敷地内 児童クラブ棟
	第二児童クラブ	西校舎2階
小室	第三児童クラブ	西校舎1階
	第一児童クラブ	北校舎2階
	第二児童クラブ	北校舎地下1階
	第四児童クラブ	
南	第三児童クラブ	北校舎2階
	第一児童クラブ	校舎3階
	第二児童クラブ	校舎4階
	第三児童クラブ	校舎3階

(4)開所時間

放課後から午後6時30分まで。ただし、学校休業日（土曜日、春・夏・冬休み等）は午前7時30分から午後6時30分まで。

※日曜、祝日および年末年始はお休みです。

※30分間（午後7時まで）の延長保育を実施しています。（労働等の理由により、午後6時30分にお迎えに行けない場合が対象となります。なお、利用するには別途申請していただき、決定される事が必要となります。延長保育料はかかりません。）

(5)通所

放課後、学校から児童クラブまでは、児童各自で移動していただきます。

午前7時30分から開所している日は、保護者が開所時間以降に児童を送ってください。

お迎えは、午後6時30分までに必ず保護者がお迎えに来てください。（延長保育を申請し、決定されている児童は午後7時まで）残業等で送迎ができない場合には、ファミリーサポート等を利用してください。

※新1年生については、約1ヶ月間は児童クラブごとの所定の場所まで、支援員がお迎えに行きます。

※やむを得ず、保護者以外の方が送迎をする場合は、高校生以上の方に限ります。

(6)退所

児童クラブを利用しない場合、登録辞退届の提出が必要となります。辞退する月の20日（20日が日、祝日となる場合は翌平日）までに子育て支援課または児童クラブにご提出ください。

※提出がない場合は、**利用の有無に関わらず、保育料（夏休み期間は特別負担金も含む）がかかりますので、ご注意ください。**

※**長期休暇のみ利用しない場合**でも、**辞退届**の提出は必要です。

※夏季休暇（1日保育）を利用しない場合辞退届は夏季休暇開始日より前の日で記入ください。

(7)保育料

・保育料 8,000円（月額）

・特別負担金 3,000円（利用日数にかかわらず、夏休み期間に利用する場合）

※保育料および特別負担金とも、同一世帯から2人以上入所の場合は、2人目以降は半額になります。

長期休暇のみ利用の場合、保育料を登録期間により日割り計算します。

・日割り保育料 320円/日（2人目以降 160円/日）

※日割り保育料は申請時の土曜日を含めた利用期間分で利用の有無に関わらず発生します。

納入方法は、「会費ペイ」というシステムを使って行います。

入所が確定した際に別途案内用紙をお渡ししますので、ご登録をお願いいたします。

口座振替もしくはクレジットカードでお願いいたします。

引き落としに関して当月分の保育料は翌月の26日（1か月遅れ）で引き落とされますのでご注意ください。

(8) 保育料の免除

次に該当する世帯は、保育料及び特別負担金を免除することができますので、「児童クラブ保育料免除申請書」を、子育て支援課に提出してください。(免除申請は毎年度必要になります。申請期限がございますのでお早めにご申請をお願いいたします。)

①要保護世帯（生活保護世帯）…全額免除

②準要保護世帯（就学援助世帯）…全額免除

※準要保護世帯の方は、申請の際に「就学援助費支給認定決定通知書の写し(教育総務課発行)」が必要となります。

(9) おやつ代

おやつ代 1 人月額 1,500 円（保育料と同タイミングで引き落とされます）「

※おやつ代は利用日数に関わらず 1,500 円かかります。

※アレルギー、おやつ提供前の下校の場合に限り「おやつ停止届」をクラブに提出いただくことでクラブでおやつを提供しないこと（金額も発生しません）が可能です。クラブまでお問い合わせください。

※長期休暇利用のみのご家庭は上記の理由以外でも「おやつ停止届」の提出が可能です。

（自分でおやつを持ち込むことが可能です）

2 児童クラブでの注意事項

(1) 児童クラブの安全で円滑な運営のため、支援員の指導に従ってください。

(2) 児童クラブを欠席する場合は、事前に児童クラブへ連絡してください。（児童クラブは学校の施設を借りて運営しておりますが、学校とは全く異なった施設です。学校へお休みをする連絡をしても、児童クラブへは連絡が入りませんので、学校とは別に児童クラブへご連絡をお願いいたします。）

(3) 仕事が休日等で保護者をご自宅にいる場合は、原則として児童クラブに登所できません。（お仕事がお休みの日は、一緒に過ごす時間を大切にしてください。）

(4) 土曜日その他の行事等により、利用者がいない場合は閉所になります。ご利用される方は、各クラブの指定する期日までにお知らせください。なお、事前の申告がない場合は、当日の利用をお断りすることがありますので、ご注意ください。

(5) 習い事が終わった後、児童クラブに通所することはできません。

(6) 児童クラブは、学校を借りて運営を行っておりますので、施設の破損等を招くような行為をしないよう、ご注意ください。

(7) 傷害保険に加入していますので、保育中のケガにより通院等をした場合は、支援員へご相談ください。

(8)薬の取扱いについて（基本的に薬は使用しません。学校の対応に準じて行います。）

①擦り傷等の場合

- ・流水で傷口の汚れを洗い流す。
- ・マキロン等の消毒液は使用しない。

※消毒薬は、自然治癒力を妨げてしまい、治りを遅らせてしまう。

②蚊に刺された場合

- ・水や保冷剤で冷やす。

③発熱した場合

- ・氷まくら、冷却グッズ（アイスノン）、保冷剤、ビニール袋に氷を入れて冷やす。
- ・ヒエピタは、使用しない。

※メンソール成分ですっとするだけで、あまり体を冷やす作用はない。

※皮膚がかぶれたり、かゆくなったりする場合がある。

(9)賠償責任保険は加入していないため、他人にケガを負わせた場合や施設を破損させた場合等は自己責任となりますので、ご了承ください。

(10)駐車場に限りがあるため、徒歩や自転車等での送迎が可能な方は、車両での送迎をお控えいただきますようご協力をお願いいたします。

(11)送迎時の車両について

- ①交通安全に十分注意を払ってください。
- ②車両のアイドリング状態での駐車は、騒音や盗難といった事態を招くこともありますのでおやめください。
- ③学校敷地内を走行する場合は児童の安全を確保するため最徐行をお願いいたします。
- ④送迎時の事故について、町及びアンフィニは責任を負いかねますのでご了承ください。

(12)午後6時30分のお迎え時間を厳守してください。（延長保育を申請し決定されている児童は午後7時までを厳守）

(13)夕方、土曜日は、児童数により合同保育を行う場合があります。

(14)宿題について声かけはしますが、内容を見ることはできません。また、児童クラブにいる間に終わらないこともありますので、ご家庭での確認をお願いいたします。

(15)勤務先や就労条件等が変わった場合は就労証明書の再提出を、その他の変更事項がある場合は記載事項変更届の提出をお願いいたします。用紙は支援員へお申し付けください。

(16)その他、児童に安全に過ごしていただくため、各クラブ支援員からの指導やルールにつきましては順守していただきますようお願い致します。

3 非常時のお休みについて

(1) 台風や大雪等で学校が臨時休校となった日

学校が時差登校や一斉下校（短縮授業）させる場合は、放課後より開所します。

(2) 学校休業日において、台風、大雪等で安全な保育ができない日。

(3) 震度5弱以上の地震で学校が臨時休校となった日。

(4) 学校休業日において児童クラブ開所前に震度5弱以上の地震が発生し安全な保育が出来ない日。

※学校休業日において児童クラブ開所前に震度5弱以上の地震が発生した場合は、支援員や教室の安全確認等を行うため、自宅にて待機をお願いいたします。

(5) その他、災害や感染症等により、特段の判断が必要となった際には安心でんしょばと等を用いてお知らせさせていただくことがございます。

4 感染症拡大防止について守ってほしいこと

(1) 発熱や風邪症状等の体調不良の症状がある場合は、利用を控えてください。

(2) 利用中に、児童に発熱や体調不良の症状が出た場合は、保護者の方に連絡いたしますので早めにお迎えをお願いいたします。

(3) 家庭でも、児童の健康管理（検温、手洗い、うがいなど）等のご指導をお願いいたします。

5 感染症による利用制限

(1) 感染症による学級閉鎖

集団生活の場である児童クラブにおいてインフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症の集団発生・まん延防止をするため、学校が臨時休校や学年・学級閉鎖になった場合は、学年（学級）閉鎖になったクラスに所属する児童は、健康でも児童クラブを利用することはできません。

（学年（学級）閉鎖措置する期間）

学校もしくは児童クラブ内で感染した児童が出た場合は、児童クラブを休所する場合があります。

※学年（学級）閉鎖になったときは、児童の面倒をみてくれる方を事前に決めておくなどの調整をしていただきますようお願いいたします。

5 株式会社アンフィニ 伊奈町児童クラブHPについて

児童クラブの運営状況につきましては、安心でんしょばと（アプリ）または伊奈町ホームページ、アンフィニホームページ及び伊奈町児童クラブ特設ページでお知らせしております。

https://anfini.co.jp/ina_jidouclub/



連絡先

小針北	第一児童クラブ	048-728-3427	小室	第一児童クラブ	048-721-3603
	第七児童クラブ	048-728-1730		第二児童クラブ	048-721-6000
	第二児童クラブ	048-728-6855		第四児童クラブ	048-721-8886
	第三児童クラブ	048-728-7016		第三児童クラブ	048-721-6022
	第四児童クラブ	048-728-7021	南	第一児童クラブ	048-722-5886
	第五児童クラブ	048-728-7052		第二児童クラブ	048-721-6446
	第六児童クラブ	048-728-7074		第三児童クラブ	048-748-5311
小針	第一児童クラブ	048-728-8316	株式会社アンフィニ 伊奈町役場子育て支援課		048-793-4012
	第二児童クラブ	048-728-1120			048-721-2111
	第三児童クラブ	048-728-0120			

<問い合わせに関して>

電話受付可能時間：9:00～18:00

電話に関してはお待たせをしてしまう可能性がございますので可能な限りメールにていただきますと幸いです。

メールアドレス：ina@anfini.co.jp

その際は「名前・クラブ名・電話番号」を載せてお送りください。

順次返答していきます。